

# 千代田区は 独自のルールで おもてなし

様々な人との交流が楽しみです  
何かあれば、すぐ言って下さいね！

GOOD!



ホストがいるので、  
安心して、宿泊できるね！

GOOD!



## 届出済み標識(例)

住宅宿泊事業(民泊) Private Lodging Business	
 届出済 CERTIFIED	
届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
千代田区長	
運営方法の種類	家主居住型
条例第何条に おける区域	文教地区等 閑静な住宅地 人口密集区域 人口が密集 していない区域
住宅宿泊事業の 実施可能日	全額正午 年間180日 年間180日



民泊は「住宅に人を宿泊させる事業」です。  
千代田区では、条例で独自のルールを定めています。

例

### 独自ルール1

原則、家主か管理者\*が  
住宅内に常駐すること。

### 独自ルール2

事業者は宿泊者全員と  
対面対応すること。

### 独自ルール3

チェックアウト後、清掃  
と寝具交換をすること。



みんな

\* 住宅宿泊事業法の定めに基づき、国土交通大臣の登録を受けた住宅宿泊管理業者。

問い  
合わせ先

千代田保健所生活衛生課環境衛生係  
〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館8階  
電話：03-5211-8166 FAX：03-5211-8193  
メールアドレス：kankyousei@city.chiyoda.lg.jp